



2020年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
代 表 者 取締役会長兼社長 柴戸 隆成
本 社 所 在 地 福岡市中央区大手門一丁目8番3号
(コード番号 8354 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 経営企画部長 藤井 雅博
(Tel. 092-723-2502)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第13期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2020年3月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の公告方法につき、公告閲覧の利便性向上を図るため、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合の措置として、長崎市で発行される長崎新聞に掲載する方法を追加するものであります。
- (3) その他、上記各変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2020年6月26日(金)(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2020年6月26日(金)(予定)

以 上

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞並びに福岡市で発行される西日本新聞<u>及び</u>熊本市で発行される熊本日日新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>14名以内</u>とする。 (新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までと</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞並びに福岡市で発行される西日本新聞、<u>熊本市で発行される熊本日日新聞及び長崎市で発行される長崎新聞</u>に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。 ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最</u></p>

現行定款	変更案
<p>する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役は、取締役会の決議により社長 1 名を選定する。なお会長 1 名、副会長、副社長若干名を選定することができる。</u></p> <p>② 当会社の代表取締役は、社長を含め 3 名以内とする。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置き、業務執行を委嘱することができる。</p> <p>② 当会社の取締役は、執行役員を兼務することができる。</p> <p>③ 当社は、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 28 条 取締役会は、各取締役及び各監査役に対し会日より 5 日前にその通知を発して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。</p>	<p><u>終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議により社長 1 名を選定する。なお会長 1 名、副会長、副社長若干名を選定することができる。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。当会社の代表取締役は、社長を含め 3 名以内とする。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置き、業務執行を委嘱することができる。</p> <p>② 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、執行役員を兼務することができる。</p> <p>③ 当社は、専務執行役員、常務執行役員若干名を選定することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p>第 28 条 取締役会は、各取締役に対し会日より 5 日前にその通知を発して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(定員)</u> 第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(選任)</u> 第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>(任期)</u> 第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役及び常任監査役) 第 34 条 監査役会は、<u>監査役</u>の中からその決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。また、必要に応じ常任監査役若干名を選定することができる。</p> <p><u>(報酬等)</u> 第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(社外監査役の責任限定)</u> 第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項が定める額とする。</p> <p>(組織及び運営) 第 37 条 監査役会は、監査役をもって組織し、法令に別</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第 31 条 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員</u>の中からその決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(運営) 第 32 条 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>段の定めがあるもののほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>② <u>監査役会の運営</u>については、この定款で定めるほか、<u>監査役会</u>で定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会</u>は、各<u>監査役</u>に対し会日より 5 日前にその通知を發して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>監査役</u>の過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 43 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p><u>監査等委員会</u>の運営については、この定款で定めるほか、<u>監査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(招集通知)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>は、各<u>監査等委員</u>に対し会日より 5 日前にその通知を發して招集する。ただし、急を要するときはこの期間を更に短縮することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>決議に加わることができる監査等委員の過半数の出席により、その出席監査等委員の過半数</u>をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p>